

大気汚染防止法 (環境省)	公害対策基本法が改正され、次に述べる水質汚濁防止法とともに環境基本法の一つとして改定され、大気を汚染する有害物質などの排出に関する環境基準として全国一律に定められているが、地域によって排出基準が上乗せされ、より厳しくなっている。 ⇒法規抜粋：技術資料559頁
水質汚濁防止法 (環境省)	環境基本法の一つとして改定され、水質を汚染する有害物質などの排出に関する規制基準と排出基準が全国一律に定められているが、地域によって排出基準が上乗せされるのも大気汚染防止法と同じである。特に河川、湖沼を有する地域、水源地区に対しては厳しい基準を定めている。 ⇒法規抜粋：技術資料563頁
騒音規制法 (環境省)	各県各地域で定められている、音(騒音)に関する規制である。音の周波数帯、連続・断続、定時・不定時など規制数値以外の要素によって問題になることもある。
悪臭防止法 (環境省)	上記同様各県各地域で定められている、悪臭に関する規制である。
振動規制法 (環境省)	上記同様各県各地域で定められている、振動に関する規制である。
シックハウス対策に係る規制 (国土交通省)	建築物の使用材料に対する規制。使用材料のVOC放散濃度によりランク分けされ、使用量が規制される納入後の放散濃度の測定データ提出を義務づけられる場合もある。
労働安全衛生法 (厚生労働省)	作業従事者の安全を確保するために定められた法規であり、特に局所排気装置に関するものとして同法規中の「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」は対象化学物質が決められており、新設・増設・移設時には必ず所定の申請書を提出することとなっている。また設備の定期点検・保守も義務づけられている。 有機溶剤中毒予防規則の場合、制御風速：0.4m/s(最低値) 特定化学物質障害予防規則の場合、制御風速：ガス状のもの0.5m/s(最低値) ：粒子状のもの1.0m/s(最低値) 濃度規制のあるものは、フード外側の濃度測定で許容濃度以下 ⇒法規抜粋：技術資料553頁
消防法 (総務省)	火災・延焼防止の観点から定められており、建築物の構造・材料に関する規制、危険物の種類と貯蔵方法および量に関する規制なども含む。
高圧ガス保安法 (経済産業省)	分析機器や施設などに使用するガスに関する法律で、可燃性・支燃性・窒息性ガスなどの貯蔵法、貯蔵量、配管方法などに関して規制している。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (文部科学省)	放射性同位元素(RI)の貯蔵・取り扱いに関する規制であり障害防止を目的としている。
廃棄物処理法 (経済産業省)	廃棄物の引き渡しから最終処理までの取り扱いなどに関する法律。化学物質の中には特定の業者しか扱えない物もあり注意を要する。
下水道法 (国土交通省)	下水に流される排水の基準を定めてあり、各下水道局・課が利用者に課しているが、終末処理場から放流される水質については水質汚濁防止法により規制されている。 ⇒法規抜粋：技術資料565頁
薬事法 (厚生労働省)	製薬関係の製品の製造工程における取り扱いや、使用される機器類の取り扱いに関する法規。
食品安全基本法 (厚生労働省)	食品製造に使用される機器および工程が対象となる法規。